2023年対策

旅行業務取扱管理者試験

標準テキスト

2

旅行業法・約款

国内・総合受験対応

本書の特長

POINT!! 1 本試験の重要ポイントがスグわかる！

本試験で狙われやすいポイントを押さえた、わかりやすい解説！

本試験によく出る、おさえておくべきポイントは、
「**太字ゴシック**」や「**波線ゴシック**」でわかりやすく表記！

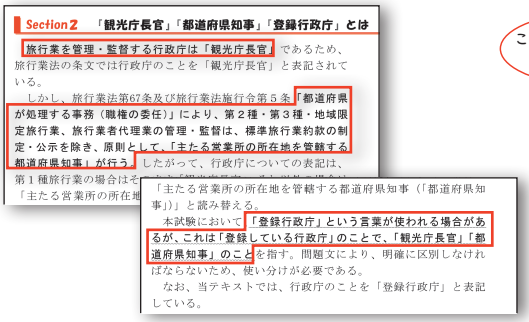

さらに、専門的でわかりにくい法律用語には「**追加説明**」を掲載！

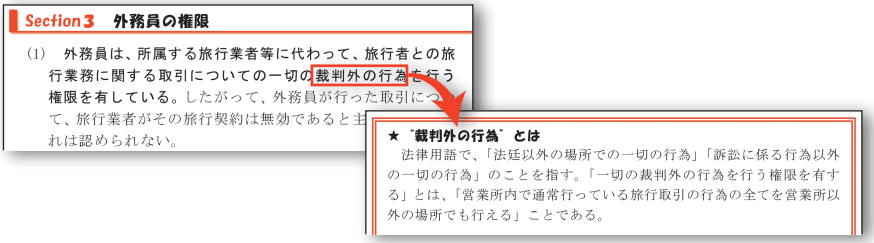

また、条文穴埋め問題で出題される可能性が高い重要な条文には、「**条文対策**」を掲載！

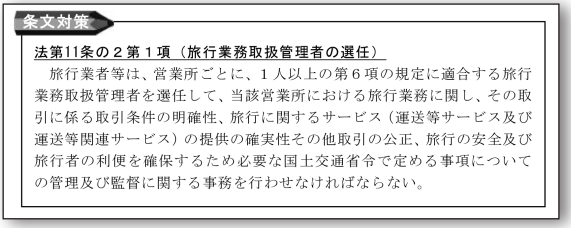

POINT!! 2 法改正も分かりやすく解説

最新の法・規則改正も網羅！わかりやすい解説付き！

最新の改正に対応したテキストなので、安心して学習いただけます。

最新の法・規則改正に合わせて
テキストの内容も改訂！

POINT!! 3 受験のノウハウが満載

「**科目別の学習方法**」「**Category ごとの学習ポイント**」がセットの
学習ガイド

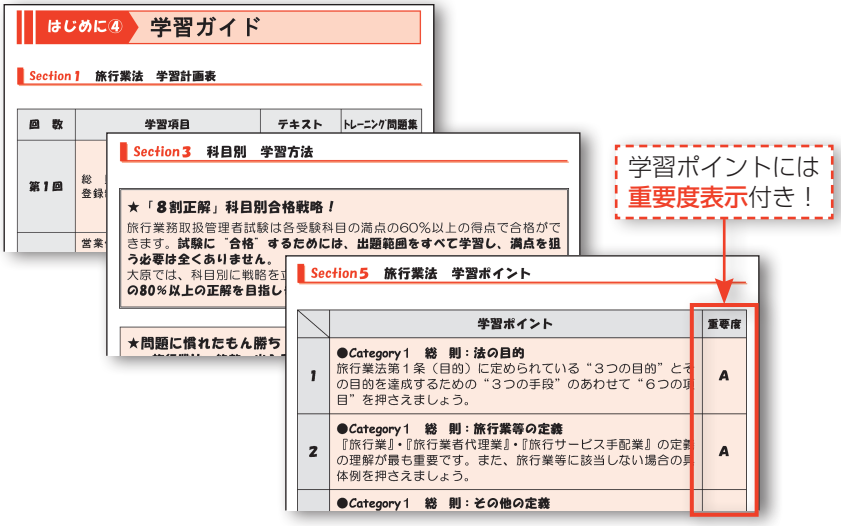

学習ポイントには
重要度表示付き！

「**出題傾向と対策**」が
一目でわかる
出題項目一覧表

POINT!! 4 確認テスト「ポイントチェック」掲載

過去の問題から厳選した問題を「ポイントチェック」として掲載。
学習内容の復習や理解度の確認に役立ちます。

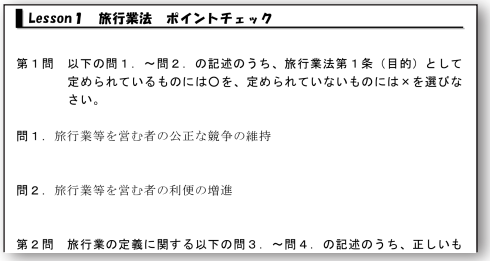

Lesson 1　旅行業法　ポイントチェック

第１問　以下の問１．～問２．の記述のうち、旅行業法第１条（目的）として定められているものには○を、定められていないものには×を選びなさい。

問１．旅行業等を営む者の公正な競争の維持

問２．旅行業等を営む者の利便の増進

第２問　旅行業の定義に関する以下の問３．～問４．の記述のうち、正しいも

POINT!! 5 持ち運びしやすい本の大きさ

システム手帳（A5 サイズ）と
同じ大きさなので、
持ち運びに便利です。

かばんに楽々収納できるので
どこでも気軽に学習できます

はじめに②

目　次

旅行業法テキスト

Category１　総　則……P２
Category２　登録制度……P９
Category３　営業保証金制度……P１６
Category４　旅行業務取扱管理者……P２２
Category５　旅行業務取扱料金……P２７
Category６　旅行業約款……P２９
Category７　標　識……P３２
Category８　取引条件の説明と書面の交付……P３８
Category９　外務員……P４５
Category１０　広告の表示等・誇大広告の禁止……P４７
Category１１　旅程管理……P５１
Category１２　受託契約……P５６
Category１３　旅行業者代理業……P５９
Category１４　禁止行為・登録の取消し等……P６１
Category１５　旅行サービス手配業……P６５
Category１６　旅行業協会（法定業務）……P７４
Category１７　旅行業協会（苦情解決業務）……P７７
Category１８　旅行業協会（弁済業務保証金制度）……P７９
Category１９　罰則・雑則……P８４

旅行業約款テキスト

Category１　総　則……P９０
Category２　契約の成立……P９４
Category３　契約の変更……P１０６
Category４　契約の解除……P１１０
Category５　旅行代金の払戻し……P１１８
Category６　団体・グループ、旅程管理……P１１９
Category７　責　任……P１２２
Category８　旅程保証……P１２４
Category９　特別補償規程……P１２９
Category１０　旅行相談契約……P１４２
Category１１　渡航手続代行契約……P１４５

運送約款及び宿泊約款テキスト

Category１　国際航空運送約款……Ｐ１５２
Category２　国内航空運送約款……Ｐ１７６
Category３　モデル宿泊約款……Ｐ１９３
Category４　ＪＲ旅客営業規則……Ｐ２０１
Category５　貸切バス約款……Ｐ２０９
Category６　フェリー標準運送約款……Ｐ２１７

ポイントチェック　問題編

Lesson１　旅行業法ポイントチェック　問題編……Ｐ２３０
Lesson２　約　　款ポイントチェック　問題編……Ｐ２３６

ポイントチェック　解答・解説編

Lesson１　旅行業法ポイントチェック　解答・解説編……Ｐ２４８
Lesson２　約　　款ポイントチェック　解答・解説編……Ｐ２５４

旅行業法 及びこれに基づく命令

テキスト

Category 1　総　則

●学習ポイント

毎年のように本試験に出題されるのが『旅行業法の目的』と『旅行業等の定義』である。

『旅行業法の目的』では、“３つの究極の目的”とその目的を達成するための“３つの手段”は確実に覚えておく必要がある。

『旅行業等の定義』では、「どのような場合が旅行業等に該当するのか」「旅行業等に該当しないのはどのような場合か」を把握したい。

Section 1　「旅行業法」とは

旅行業法は、概ね以下の３つの性格を持つ法律である。

①	行政庁と旅行業等を営む者（旅行業者・旅行業者代理業者・旅行サービス手配業者）との関係について定めた行政法
②	不良・悪質な旅行業等を営む者を排除するため、刑事罰や行政処分で規制している取締法
③	プロである旅行業等を営む者と素人である旅行者との間で公正な取引を確保するための規制を行っている取引規制法

Section 2　「旅行業等」「旅行業者」「旅行業者代理業者」「旅行サービス手配業者」「旅行業者等」とは

『旅行業等（旅行業・旅行業者代理業・旅行サービス手配業）』を営もうとする者は、登録行政庁の登録を受けなければならない。

旅行業者	旅行業の登録を受けた者
旅行業者代理業者	旅行業者代理業の登録を受けた者
旅行サービス手配業者	旅行サービス手配業の登録を受けた者
旅行業者等	旅行業者と旅行業者代理業者の両方を指す

本試験では、それぞれの使い分けが必要となるため、旅行業法令の原文や本テキストを読む上では注意しなければならない。

Section３　法の目的

旅行業法第１条（目的）では、旅行業法が目的とするもの（３つ）とそれらを達成するための手段（３つ）の“**６つの項目**”が定められている。

旅行業法の目的	①　旅行業務に関する**取引の公正の維持** ②　**旅行の安全の確保** ③　**旅行者の利便の増進**
目的の達成手段	(1)　旅行業等を営む者についての**登録制度の実施** (2)　旅行業等を営む者の**業務の適正な運営の確保** (3)　旅行業等を営む者で組織する**団体の適正な活動の促進**

★ “旅行業等を営む者で組織する団体” とは
「旅行業協会」のことをさす。

条文対策

法第１条（目的）

この法律は、旅行業等を営む者について登録制度を実施し、あわせて旅行業等を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進することにより、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とする。

Section4　旅行業等の定義

4－1．旅行業とは

『旅行業』とは、以下の(1)～(3)の要件を全て満たす場合に該当する。

(1)　報酬を得ること
一定の行為を行うことにより、経済的な収入を得ることをいう。
(2)　一定の行為（旅行業務）を行うこと
一定の行為を分類すると下記の３区分に分けられる。 一定の行為とは、旅行業等を営む者が自ら運送・宿泊サービス等の旅行サービスを提供するのではなく、基本的旅行業務をする行為及び旅行相談に応じる行為をいう。
(3)　事業であること
一定の行為を継続的・計画的に行うことをいう。 旅行の手配を行う旨の宣伝・広告をしている場合や店舗を設けて旅行業務を行う旨の看板を掲げている場合である。

★一定の行為（旅行業務）の３区分

基本的旅行業務	①　自己の計算において、運送・宿泊に関してサービス（以下「運送等サービス」という。）の提供契約を締結する行為（企画旅行の実施）。 ②　運送等サービスに関して代理・媒介・取次・利用をする行為（手配旅行の取り扱い）。
付随的旅行業務	③　①の行為に付随して、自己の計算における、運送等サービス以外のサービス（以下「運送等関連サービス」という。）の提供契約を締結する行為。 ④　②の行為に付随して、運送等関連サービスの提供契約を締結する行為。 ⑤　①及び②の行為に付随して、渡航手続き（旅券・査証の取得）の代行、旅行者の案内（ガイド、通訳、添乗など）を行う行為。
旅行相談業務	⑥　旅行日程の作成や旅行費用の見積りなどの旅行に関する相談に応じる行為。

条文対策

法第２条第１項（旅行業）

この法律で「旅行業」とは、報酬を得て、次に掲げる行為を行う事業（専ら運送サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送サービスの提供について、代理して契約を締結する行為を行うものを除く。）をいう。

(1)　旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス（以下「運送等サービス」という。）の内容並びに旅行者が支払うべき対価に関する事項を定めた旅行に関する計画を、旅行者の募集のためにあらかじめ、又は旅行者からの依頼により作成するとともに、当該計画に定める運送等サービスを旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等サービスを提供する者との間で締結する行為

(2)　前号に掲げる行為に付随して、運送及び宿泊のサービス以外の旅行に関するサービス（以下「運送等関連サービス」という。）を旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等関連サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等関連サービスを提供する者との間で締結する行為

(3)　旅行者のため、運送等サービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為

(4)　運送等サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送等サービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為

(5)　他人の経営する運送機関又は宿泊施設を利用して、旅行者に対して運送等サービスを提供する行為

(6)　前３号に掲げる行為に付随して、旅行者のため、運送等関連サービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為

(7)　第３号から第５号までに掲げる行為に付随して、運送等関連サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送等関連サービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為

(8)　第１号及び第３号から第５号までに掲げる行為に付随して、旅行者の案内、旅券の受給のための行政庁等に対する手続の代行その他旅行者の便宜となるサービスを提供する行為

(9)　旅行に関する相談に応ずる行為

4-2. 旅行業者代理業とは

旅行業者代理業	報酬を得て、旅行業者（所属旅行業者）のために基本的旅行業務及び付随的旅行業務について代理して旅行者と契約を締結する事業をいう。 旅行業者代理業は、報酬を得て、旅行相談業務を事業として行うことはできない。
所属旅行業者	旅行業者代理業者と旅行業者代理業業務委託契約を締結している旅行業者をいい、旅行業者代理業者は、旅行業者代理業業務委託契約に基づき所属旅行業者（１社に限られる）を代理して、旅行業務を取り扱うことができる。

4-3. 旅行サービス手配業とは

『旅行サービス手配業』とは、報酬を得て、旅行業者（外国の法令に準拠して外国において旅行業を営む者を含む。）の依頼を受けて、旅行者に対する運送等サービス又は運送等関連サービス（通訳案内士・免税店等の運送及び宿泊のサービス以外の旅行に関するサービス）の提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理契約・媒介・取次をする行為（海外における運送等サービス又は運送等関連サービスの手配行為、国内における運送等関連サービスの手配行為（ただし、通訳ガイド（通訳案内士以外の者による有償の通訳案内サービスのもの）及び免税手続きを行う土産物店（輸出物品販売所）の手配を除く。）を除く。）を行う事業をいう。

つまり、「旅行サービス手配業者」とは、旅行者とは直接取引をしない、旅行業者から委託を受けて、運送手段や宿泊施設、通訳ガイド・免税店を手配する者（手配代行業者など）のことである。

なお、海外における運送等サービス（貸切バスやホテルなど）又は運送等関連サービス（通訳ガイド・土産物店・レストラン・劇場など）の手配行為、国内における運送等関連サービスの手配行為（ただし、通訳ガイド（通訳案内士以外の者による有償の通訳案内サービスのもの）・免税手続きを行う土産物店（輸出物品販売所）の手配を除く。）は、『旅行サービス手配業』の規定の適用外である。

※「通訳案内士」とは、通訳案内士法に規定する一定の資格を有し、「全国通訳案内士」又は「地域通訳案内士」として登録を受けている者をいう。

4-4. 旅行業等に該当しない場合

報酬を得て、事業として行っている場合であっても、次に該当する場合は、旅行業等（旅行業・旅行業者代理業・旅行サービス手配業）には該当しないため、旅行業等の登録は不要である。

(1) 海外旅行の手配代行業者・添乗員派遣業者

➔ 旅行業者の委託を受けて、海外旅行の手配を専門に行うランドオペレーター（ツアーオペレーター）は、旅行業等の登録が不要である。

➔ 旅行業者に対して添乗員を派遣する添乗員派遣業者は、旅行者と直接取引をしないため、旅行業等の登録が不要である。

(2) 「一定の行為」のうち、付随的旅行業務のみを行う場合（国内における通訳ガイド（通訳案内士以外の者による有償の通訳案内サービスのもの）と免税手続きを行う土産物店（輸出物品販売所）の手配を除く。）

➔ プレイガイド等が観光施設などの入場券の販売のみを行う場合、旅行業等の登録は不要である。

➔ 旅券や査証の取得など渡航に必要な手続きを代行する渡航手続代行業者も、旅行業等の登録は不要である。

➔ 旅行者の案内（ガイド、通訳、添乗など（国内における通訳ガイド（通訳案内士以外の者による有償の通訳案内サービスのもの）と免税手続きを行う土産物店（輸出物品販売所）の手配を除く。））のみを専門に行う場合も、旅行業等の登録は不要である。

(3) 運送事業者や宿泊事業者の自らの業務範囲内の行為

➔ バス会社が自社のバスを使用して行う日帰り旅行や、旅館が自らの施設を使用して宿泊にゴルフ場や果樹園などの施設利用を組み合わせて販売するなど、運送事業者が運送の部分を、宿泊事業者が宿泊の部分を、自ら提供し、これに運送や宿泊以外のサービスの手配を付加して販売する場合、旅行業等の登録は不要である。

(4) もっぱら運送機関の代理発券業務のみを行う場合

➔ コンビニエンスストアが航空会社を代理して航空券を販売するような場合、“運送の手配”を行っているが、例外的に旅行業等の登録は不要である。（航空運送代理店、バスなどの回数券販売所など）

Section5　その他の定義

5－1．企画旅行契約・手配旅行契約・受託契約とは

企画旅行契約	旅行業者が、**あらかじめ旅行者の募集（募集型企画旅行契約（＝一般的に「パッケージツアー」と呼ばれているもの））のために、**又は**旅行者からの依頼（受注型企画旅行契約（＝「修学旅行」が典型的なもの））により、旅行に関する計画を作成し、自己の計算において運送又は宿泊のサービス（以下「運送等サービス」という。）の提供に係る契約を締結する旅行業務の取扱いに関し、旅行業者が旅行者と締結する契約**をいう。
手配旅行契約	旅行業者が、**旅行者の委託**により、旅行者のために代理、媒介又は取次ぎをすることで、**旅行者が運送又は宿泊のサービス（運送等サービス）の提供を受けることができるように手配することを引き受ける**ことを、旅行業者が旅行者と締結する契約をいう。
受託契約	身近の旅行会社では、自社の募集型企画旅行のみならず、他社の募集型企画旅行のパンフレットを置き、他社の募集型企画旅行の申し込みや契約を締結することができる。これを『受託契約』という。 **『受託契約』とは、旅行業者が、企画旅行（募集型企画旅行に係るものに限る。）を実施する他の旅行業者について、他の旅行業者を代理して、旅行者と企画旅行契約を締結することができる内容の契約のこと**である。

5－2．企画旅行契約における「旅行計画」と「自己計算」とは

旅行に関する計画	旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送等サービスの内容、旅行者が支払うべき対価（旅行代金）などのことをいう。
自己の計算において	旅行業者が運送事業者や宿泊事業者などの旅行サービス提供機関との間で、数量・価格その他の取引条件について自由に交渉を行い、合意の内容に沿って旅行サービスを仕入れ、その結果として、旅行サービスで構成される旅行商品の販売価格について自己のリスクにおいて任意で設定できることをいう。したがって、その取引から生じる経済的損益は旅行業者に帰属し、旅行業者が仕入取引の条件について旅行者に対して開示することを要しない。

Category 2 登録制度

●学習ポイント

『登録制度』は、『旅行業法の目的』を達成するための手段の一つにもなっているように、旅行業又は旅行業者代理業を営もうとする者は、登録行政庁の登録を受けなければならない。

本試験において最も出題されるテーマであるため、『旅行業の種別と業務範囲』『登録拒否事由』『有効期間』『登録事項の変更』などの手続きやそれに付随する関連数字を中心にしっかりと覚えておきたい。

Section 1 登録の種別と業務範囲、登録申請先

1－1．登録の種別と業務範囲

旅行業又は旅行業者代理業を営もうとする者は、登録行政庁の登録を受けなければならない。

「旅行業」の登録は業務範囲により４つに区分されるが、旅行業者代理業は業務範囲が定められていない。

なお、**海外旅行を取り扱う営業所においては、総合旅行業務取扱管理者を選任**しなければならない。

登録種別		業務範囲										
		企画旅行				手配旅行		募集型企画旅行の受託販売※2		渡航	相談	
		募集型		受注型								
		海外	国内	海外	国内	海外	国内	海外	国内	海外	国内	海外
旅行業	第１種	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第２種	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第３種	×	△※1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地域限定	×	△※1	×	△※1	×	△※1	○	○	○	○	○
旅行業者代理業		所属旅行業者に委託された業務の範囲に限り、所属旅行業者を代理して旅行者と契約を締結できる。									×	×

（※）○＝取扱い可　　×＝取扱い不可　　△＝条件付きで取扱い可

※１　「第３種旅行業者が実施できる本邦内の募集型企画旅行」及び「地域限定旅行業者が実施できる本邦内の募集型企画旅行・受注型企画旅行・手配旅行」は、催行区域（出発地、目的地、宿泊地及び帰着地）が「自らの営業所のある市町村等、これに隣接する市町村等及び観光庁長官の定める区域内（拠点区域内）」に設定されていなければならない。

※２　第１種・第２種・第３種・地域限定の各旅行業者は、登録業務範囲はそれぞれ異なるが、他の旅行業者が実施する募集型企画旅行については、本邦外・内のいずれのものであっても、受託契約における受託旅行業者として他の旅行業者を代理して契約を締結(代理販売)することができる。なお、第１種・第２種・第３種・地域限定の各旅行業者は、自ら募集型企画旅行を実施することができることから、受託契約における委託旅行業者になることもできる。

1-2. 登録申請先

旅行業又は旅行業者代理業の登録申請先は、登録の区分や業務範囲の別により、以下のように定められている。

登録種別		登録申請先（登録行政庁）
旅行業	第１種	観光庁長官
	第２種	旅行業者等の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事
	第３種	
	地域限定	
旅行業者代理業		

Section2　「観光庁長官」「都道府県知事」「登録行政庁」とは

旅行業を管理・監督する行政庁は「観光庁長官」であるため、旅行業法の条文では行政庁のことを「観光庁長官」と表記されている。

しかし、旅行業法第67条及び旅行業法施行令第５条**「都道府県が処理する事務（職権の委任）」により、第２種・第３種・地域限定旅行業、旅行業者代理業の管理・監督は、標準旅行業約款の制定・公示を除き、原則として、「主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事」が行う。**したがって、行政庁についての表記は、第１種旅行業の場合はそのまま「観光庁長官」、それ以外の場合は「主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事（「都道府県知事」）」と読み替える。

本試験において、**「登録行政庁」という言葉が使われる場合があるが、これは「登録している行政庁」のことで、「観光庁長官」「都道府県知事」のこと**を指す。問題文により、明確に区別しなければならないため、使い分けが必要である。

なお、当テキストでは、行政庁のことを「登録行政庁」と表記している。

Section3　登録事項

旅行業又は旅行業者代理業の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録行政庁に提出しなければならない。

①	氏名（個人）又は商号若しくは名称（法人）、住所、代表者の氏名（法人）
②	営業所の名称、所在地（主たる営業所とその他の営業所）
③	旅行業の登録を受けようとする者は、取り扱う業務範囲の別
④	旅行業の登録を受けようとする者で、旅行業者代理業者に業務を取り扱わせようとする場合は、当該旅行業者代理業者の氏名又は名称、住所、営業所の名称と所在地
⑤	旅行業者代理業の登録を受けようとする者は、所属旅行業者の氏名又は名称、住所

Section4　登録の拒否事由

登録行政庁は、登録の申請者が次のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

①	旅行業若しくは旅行業者代理業の登録を取り消され、又は旅行サービス手配業の登録を取り消され、その取消しの日から５年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合、当該取消しに係る聴聞の期日・場所の公示日前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消しの日から５年を経過していない者を含む。）
②	禁錮以上の刑に処せられ、又は旅行業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過していない者
③	暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者）
④	申請前５年以内に旅行業務又は旅行サービス手配業務に関し不正な行為をした者
⑤	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記の①～④又は⑦のいずれかに該当するもの
⑥	心身の故障により旅行業若しくは旅行業者代理業を適切に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
⑦	法人であって、その役員のうちに上記の①～④又は⑥のいずれかに該当する者があるもの
⑧	暴力団員等がその事業活動を支配する者
⑨	営業所ごとに旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められない者
⑩	旅行業を営もうとする者であって、財産的基礎として、下記の基準資産額の条件に満たないもの 第１種旅行業　➔　3,000万円以上 第２種旅行業　➔　700万円以上 第３種旅行業　➔　300万円以上 地域限定旅行業　➔　100万円以上 （旅行業者代理業は基準資産額が定められていない。）
⑪	旅行業者代理業を営もうとする者であって、その代理する旅行業を営む者（所属旅行業者）が２以上あるもの

★所属旅行業者は１社に限るとは

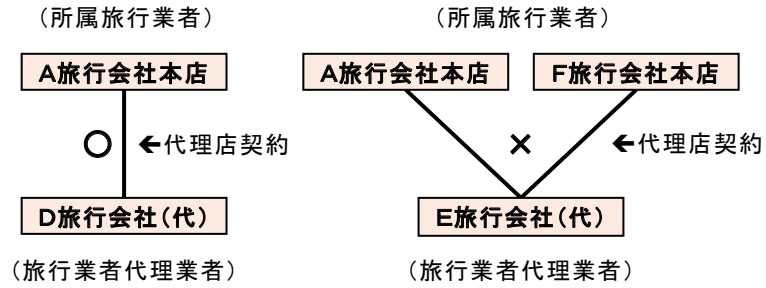

★“禁錮以上の刑”とは

死刑、懲役、禁錮の刑をいう。

★“執行を受けることがなくなった”とは

刑の時効が完成した場合や、恩赦によって刑の執行が免除された場合をさす。

★“心身の故障により旅行業又は旅行業者代理業を適切に遂行することができない者”とは

精神の機能の障害により旅行業又は旅行業者代理業を適正に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者をいう。成年被後見人や被保佐人であっても、一律に登録の拒否事由に該当することとはせず、心身の故障等の状況を個別的・実質的に審査し、必要な能力の有無を判断する（個別審査規定）。

★“復権”とは

「復権」とは、破産手続開始の決定を受けた者が破産宣告により失った権利能力を回復させることをいう。

★“基準資産額”とは

基準資産額＝

総資産－（負債＋営業保証金（又は弁済業務保証金分担金）の額）

Section５　有効期間

５－１．登録の有効期間

旅行業	登録の日から起算して５年
旅行業者代理業	登録の有効期間の定めはなし

５－２．有効期間の更新の登録

更新申請の期限	旅行業者は、有効期間満了後も引き続き旅行業を営もうとする場合には、有効期間の更新の登録の申請をしなければならない。 **更新登録の申請は、有効期間満了日の２月前までに申請書を登録行政庁に提出**しなければならない。
未通知期間の取扱い	旅行業者は、所定の期日までに更新登録の申請をしたにもかかわらず、有効期間満了日までに登録可否の通知が届かない場合には、通知が届くまでの間は、そのまま引き続き営業することができる。
更新登録の起算点	有効期間満了後に登録を認める通知が届いた場合には、**新しい登録の有効期間は、従前の登録の有効期間満了日の翌日から起算**する。

★登録から更新までの流れ

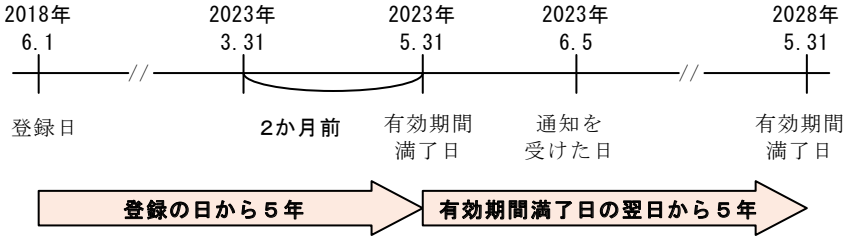

Section6　登録事項の変更の届出

(1)　登録事項のうち、次の①～③について変更があった場合は、その日から30日以内に、登録行政庁に登録事項の変更の届出を行わなければならない。

①	氏名又は商号若しくは名称、住所、代表者の氏名
②	営業所の名称、所在地（主たる営業所とその他の営業所）
③	旅行業の登録を受けようとする者で、旅行業者代理業者に業務を取り扱わせようとする場合は、当該旅行業者代理業者の氏名又は名称、住所、営業所の名称と所在地

(2)　第２種・第３種・地域限定旅行業者及び旅行業者代理業者が主たる営業所の所在地の変更（都道府県の区域を異にする所在地の変更に限る。）の届出をしようとするときは、変更後の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届出書を提出しなければならない。

Section7　変更登録

(1)　旅行業者が、登録業務範囲を変更しようとするときは、変更登録の申請を行わなければならない。

★変更登録の申請先

新たな登録業務範囲	変更登録の申請先（登録行政庁）
第１種旅行業への変更	観光庁長官
第２種、第３種又は地域限定旅行業への変更	旅行業者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事

(2)　旅行業者代理業者が旅行業へ登録を変更しようとするときや、旅行業者が旅行業者代理業へ登録を変更しようとするときは、変更登録には該当せず、新規登録の取り扱いとなる。

Section8　登録のやり直し

旅行業者代理業者が、所属旅行業者を変更する場合は、従前の所属旅行業者の旅行業者代理業としての登録が失効するため、新たな旅行業者を所属旅行業者とする登録をやり直さなければならない。

Category３ 営業保証金制度

●学習ポイント

『営業保証金制度』とは、旅行業者等との旅行業務の取引により損害を受ける可能性がある旅行者を保護するため、旅行業者の財産の一部を国が管理しておこうという制度である。

本試験では毎年出題されるテーマであるため、制度の仕組みや手続きを中心に、関連する語句や数字も覚えておきたい。

Section 1　営業保証金制度

「営業保証金制度」とは、旅行業者等と旅行業務の取引をした“旅行者”を保護するため、金銭的担保として旅行業者は国に一定の金額の営業保証金を供託し、万一、旅行業者等が旅行者に対し債務を履行できなくなった場合には、旅行業者が供託している営業保証金から国が支払う制度のことである。

★営業保証金制度の全体像

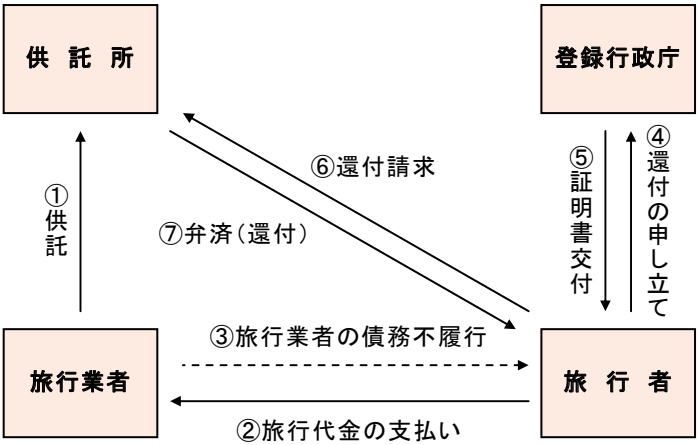

Section 2　供託の届出

★営業保証金の供託・届出の流れ

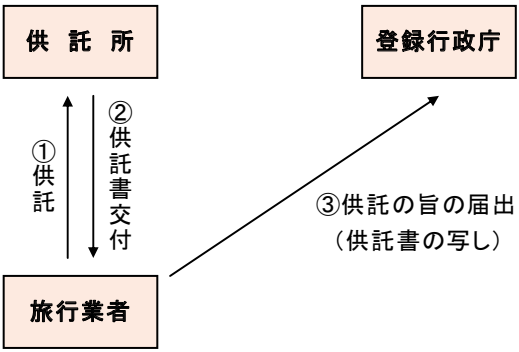

(1)　旅行業者は、営業保証金を供託し、供託した旨を登録行政庁に届け出た後でなければ、その事業を開始することができない。

旅行業登録 ➔ **営業保証金の供託** ➔ **供託の旨の届出** ➔ **事業開始**

(2)　新規登録を受けた旅行業者は、登録の通知を受けた日から14日以内に、営業保証金を供託し、供託した旨を登録行政庁に届け出なければならない。この期間内に届出がない場合、登録行政庁は、7日以上の定める期間内に届出するように催告を行う。

(3)　旅行業者代理業者は、自ら営業保証金を供託する必要はないが、所属旅行業者が営業保証金を供託し、供託した旨を登録行政庁に届け出た後でなければ、その事業を開始することができない。

旅行業者代理業登録 ➔ **事業開始**

所属旅行業者が営業保証金を供託し、登録行政庁に供託の旨の届出

Section3　営業保証金の供託額

旅行業者が供託すべき営業保証金の額は、**旅行業者の業務の範囲別ごとに、前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額**（新規登録を受けた旅行業者は、前事業年度の実績がないため、登録申請時の添付書類に記載した「年間見込取引額」）**により定められている。**

なお、旅行者との取引の額には、当該旅行業者を所属旅行業者とする旅行業者代理業者の取引の額や、当該旅行業者が実施する募集型企画旅行の受託契約に基づく受託旅行業者及び受託旅行業者代理業者の取引の額を含む。

登録種別	営業保証金の最低額(※)	(参考：登録拒否事由) 基準資産額
第１種旅行業者	7,000万円	3,000万円
第２種旅行業者	1,100万円	700万円
第３種旅行業者	300万円	300万円
地域限定旅行業者	15万円	100万円
旅行業者代理業者	なし	なし

(※)取引額400万円未満の場合

Section4　供託物・供託先

供託物	営業保証金は、現金のほか、国債証券、地方債証券その他国土交通省令で定める所定の有価証券で供託することができる。 ※営業保証金に充てることができる有価証券の価額は、①国債証券、地方債証券又は政府がその債務につき保証契約をした有価証券は額面金額、①の有価証券以外の有価証券は額面金額の100分の90と定められている。
供託先	営業保証金は、旅行業者の主たる営業所の最寄りの供託所（法務局）に供託しなければならない。

Section5　営業保証金の保管替え

旅行業者の主たる営業所が移転したことにより、最寄りの供託所が変更されることがある。この場合、営業保証金を現金のみで供託しているときは、保管替えを請求する。供託している営業保証金に一部でも有価証券が含まれているときは、新しい供託所に供託を行った後、元の供託所から営業保証金を取り戻す。

Section6　取引額の報告

旅行業者は、毎事業年度終了後100日以内に、その事業年度の旅行業務に関する旅行者との取引額を登録行政庁に報告しなければならない。

Section7　営業保証金の追加供託

国土交通省令の改正	旅行業者は、**国土交通省令の改正**があった場合において、その施行の際に供託している営業保証金の額が当該国土交通省令の改正により供託すべきこととなる**営業保証金の額に不足**することとなるときは、**その施行の日から３か月以内**（その施行の日から３か月を経過する日がその施行の日の属する事業年度の前事業年度終了日の翌日から100日を経過する日前である場合にあっては、当該100日を経過する日まで）に、その**不足額を追加して供託**し、**登録行政庁にその旨を届け出**なければならない。
取引額の増加	旅行業者は、**毎事業年度終了後、旅行者との取引額が増加**したことにより、その供託している**営業保証金の額が規定する額に不足**することとなったときは、**毎事業年度終了日の翌日から100日以内**に、その**不足額を追加して供託**し、**登録行政庁にその旨を届け出**なければならない。
変更登録	旅行業者は、**変更登録**を受けたことにより、その供託している**営業保証金の額が規定する額に不足**することとなったときは、その**不足額を追加して供託**しなければならない。この場合、その**不足する額の営業保証金を追加して供託し、追加して供託した旨を登録行政庁に届出をしなければ、変更登録を受けた事業を開始することができない。**

Section8　営業保証金の還付

(1)　旅行業者等と旅行業務に関し取引をした“旅行者”は、旅行業者等に対して債権を有する（損害を受けた）こととなったときは、旅行業者（旅行業者代理業者の場合は所属旅行業者）が供託している営業保証金から弁済（還付）を受けることができる。なお、**弁済を受けることができる**のは、旅行業務に関し取引をした**旅行者に限定**されており、**運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関は対象とはならない。**

(2)　営業保証金から弁済（還付）を受けようとする**旅行者**は、**登録行政庁に申し立て**を行い、証明書の交付を受けてから、供託所に還付請求を行う。

Section9　営業保証金の不足額の供託

営業保証金の還付により、営業保証金が不足することとなった場合、旅行業者は、供託すべき**通知を受けた日から14日以内に、不足額を供託**し、その旨を**登録行政庁に届け出**なければならない。

★営業保証金の還付と不足額の供託

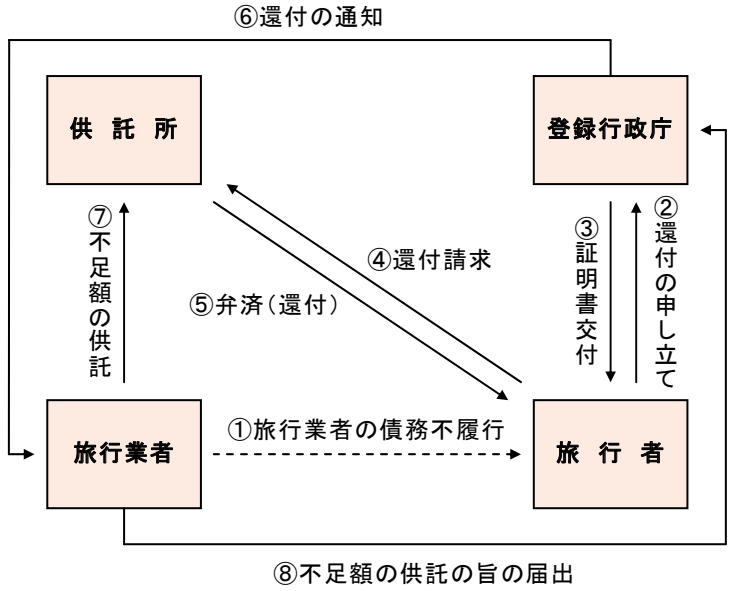

Section10　営業保証金の取り戻し

旅行業者は、次の①～⑥の事由により、供託している営業保証金の額が規定する額を超えることとなったときは、その超える分の営業保証金を取り戻すことができる。

営業保証金を取り戻す場合は、直ちに取り戻すことができる場合と還付請求権を有する者に対し、６か月を下らない一定期間内に申し出るべき旨の公告をしなければ取り戻すことができない場合がある。

ただし、営業保証金を取り戻すことができる事由が発生したときから10年を経過したときは、公告を行うことなく取り戻すことができる。

★営業保証金の取り戻しと公告手続き

営業保証金の取り戻し事由		公告手続き
①	国土交通省令の改正による場合	不　要
②	前事業年度の取引額の減少による場合	
③	主たる営業所の移転による場合	
④	変更登録による場合	必　要
⑤	旅行業の登録の抹消による場合	
⑥	旅行業協会の保証社員となった場合	

MEMO

Category４ 旅行業務取扱管理者

●学習ポイント

旅行業法では『旅行業者等は、原則として、営業所ごとに、１人以上の一定の資格を有する旅行業務取扱管理者を選任しなければならない』と定められている。

旅行業務取扱管理者になるための試験であるため、旅行業務取扱管理者に関する規定の出題頻度は非常に高い。『旅行業務取扱管理者の選任』と『旅行業務取扱管理者の職務』は確実に理解しておきたい。

Section 1　旅行業務取扱管理者の選任

選　任	旅行業者等は、営業所ごとに、１人以上の一定の資格を有する旅行業務取扱管理者を選任しなければならない。 なお、旅行業務取扱管理者は、必ずしも職制上の管理・監督者の身分である必要はない。 また、旅行業に従事した経験は問われない。
兼任・兼務の禁止	従業員が１人のみの営業所では、その者が旅行業務取扱管理者でなければならない。 また、旅行業務取扱管理者は、他の営業所の旅行業務取扱管理者を兼任・兼務することはできない。
兼任・兼務の例外規定	地域限定旅行業者及び地域限定旅行業者を所属旅行業者とする旅行業者代理業者は、旅行業務取扱管理者を選任しなければならない営業所が複数ある場合、当該複数の営業所間の距離の合計が40km以下で、かつ、当該複数の営業所の前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引額の合計額が１億円以下である場合は、旅行業務取扱管理者は、その複数の営業所を通じて１人で足りる（兼任・兼務が認められている）。
全てが欠けた場合	旅行業者等は、選任した旅行業務取扱管理者の全てが欠けた場合、新たに旅行業務取扱管理者を選任するまでの間は、その営業所において旅行業務に関する契約を締結してはならない。

条文対策

法第11条の２第１項（旅行業務取扱管理者の選任）

旅行業者等は、営業所ごとに、１人以上の第６項の規定に適合する旅行業務取扱管理者を選任して、当該営業所における旅行業務に関し、その取引に係る取引条件の明確性、旅行に関するサービス（運送等サービス及び運送等関連サービス）の提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な国土交通省令で定める事項についての管理及び監督に関する事務を行わせなければならない。

Section2　選任されるべき旅行業務取扱管理者の資格・要件

旅行業務取扱管理者は、**欠格事由に該当しない者**で、**営業所ごとの業務範囲に応じた旅行業務取扱管理者を選任**しなければならない。

★欠格事由（＝登録の拒否事由）

①	旅行業・旅行業者代理業・旅行サービス手配業の登録を取り消され、その取消しの日から５年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日・場所の公示日前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消しの日から５年を経過していない者を含む。）
②	禁錮以上の刑又は旅行業法違反による罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過していない者
③	暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者）
④	申請前５年以内に旅行業務又は旅行サービス手配業務に関し不正な行為をした者
⑤	未成年者で、その法定代理人が上記の①～④のいずれかに該当するもの又はその法定代理人が法人であって、その役員のうちに上記の①～④又は下記の⑥のいずれかに該当するもの
⑥	心身の故障により旅行業若しくは旅行業者代理業を適正に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

★営業所ごとの業務範囲に応じた旅行業務取扱管理者の選任

営業所の業務範囲	旅行業務取扱管理者の資格	選任
海外旅行 を取り扱う営業所	総合旅行業務取扱管理者試験合格者	○
	国内旅行業務取扱管理者試験合格者	×
	地域限定旅行業務取扱管理者試験合格者	×
日本全国の国内旅行 のみを取り扱う営業所	総合旅行業務取扱管理者試験合格者	○
	国内旅行業務取扱管理者試験合格者	○
	地域限定旅行業務取扱管理者試験合格者	×
地域限定の国内旅行 のみを取り扱う営業所	総合旅行業務取扱管理者試験合格者	○
	国内旅行業務取扱管理者試験合格者	○
	地域限定旅行業務取扱管理者試験合格者	○

Section3　旅行業務取扱管理者の証明書の提示

旅行業務取扱管理者は、**旅行者から請求**があったときは、国土交通省令で定める様式の証明書（**旅行業務取扱管理者証**）**を提示**しなければならない。（下記資料Ａ）

資料Ａ：旅行業務取扱管理者証

第10号様式

（写　真）

（　年　月撮影）

旅行業務取扱管理者証

氏　　名　　（　年　月　日生）

所属営業所

上記の営業所に所属する　総合旅行業務取扱管理者
ことを証する。　国内旅行業務取扱管理者　である
地域限定旅行業務取扱管理者

（発行日）　年　月　日

旅行業者又は旅行業者代理業者の氏名又は名称

主たる営業所の所在地

代　表　者　氏　名

Section4　旅行業務取扱管理者の研修受講の義務

(1)　**旅行業者等は、旅行業務取扱管理者について、５年ごとに、**旅行業務に関する法令、旅程管理その他の旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るため、**旅行業協会が実施する研修を受けさせなければならない。**

(2)　登録行政庁は、旅行業者等が(1)の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(3)　旅行業者等は、(1)に定めるもののほか、旅行業務取扱管理者について、苦情の解決に関する講習を受講させることその他の旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。

Section5　旅行業務取扱管理者の職務

旅行業務取扱管理者は、取引条件の明確性、旅行に関するサービスの提供の確実性、その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するために、**次の業務について管理及び監督**に関する事務を行わなければならない。

①	旅行に関する計画の作成に関する事項
②	料金の掲示に関する事項
③	旅行業約款の掲示及び備え置きに関する事項
④	取引条件の説明に関する事項
⑤	書面の交付に関する事項
⑥	広告に関する事項
⑦	企画旅行の円滑な実施のための措置（＝旅程管理業務）に関する事項
⑧	旅行に関する苦情の処理に関する事項
⑨	契約締結の年月日、契約の相手方その他の旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項についての明確な記録又は関係書類の保管に関する事項
⑩	①～⑨に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

条文対策

規則第10条（旅行業務取扱管理者の職務）

法第11条の２第１項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

(1)　旅行に関する計画の作成に関する事項
(2)　法第12条の規定による料金の掲示に関する事項
(3)　法第12条の２第３項の規定による旅行業約款の掲示及び備置きに関する事項
(4)　法第12条の４の規定による取引条件の説明に関する事項
(5)　法第12条の５の規定による書面の交付に関する事項
(6)　法第12条の７及び法第12条の８の規定による広告に関する事項
(7)　法第12条の10の規定による企画旅行の円滑な実施のための措置（旅程管理業務）に関する事項
(8)　旅行に関する苦情の処理に関する事項
(9)　契約締結の年月日、契約の相手方その他の旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項についての明確な記録又は関係書類の保管に関する事項
(10)　(1)～(9)に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

MEMO